

平成26年度

国民健康保険税の改正に

ご理解をお願いします

今回の改正により、国民健康保険税の軽減対象は拡大され、課税限度額は引き上げとなります。

◆軽減対象の拡大

国民健康保険税は、前年中の所得が一定の基準以下の世帯に対して、均等割と平等割を軽減する制度があります。

5割軽減世帯と2割軽減世帯の対象となる基準額の計算方法が変わります。

◎5割軽減

世帯の被保険者数に世帯主を含めて計算することになります。そのため単身世帯も対象になります。

◎2割軽減

被保険者数に乗ずる金額を35万円から45万円に改定します。

改正前

軽減割合	軽減判定所得
7割	33万円以下
5割	33万円+(世帯主を除く被保険者数×24万5千円)以下
2割	33万円+(被保険者数×35万円)以下

改正後

軽減割合	軽減判定所得
7割	33万円以下
5割	33万円+(被保険者数×24万5千円)以下
2割	33万円+(被保険者数×45万円)以下

※軽減判定所得：世帯主及び被保険者の前年中の総所得金額など(賦課期日に資格を有するかた)
※65歳以上の公的年金受給者のかたは年金所得から15万円を控除した金額で判定します

なお、軽減措置を受けるための申請は不要です。
ただし、世帯主及び被保険者に所得未申告のかたがいる場合は、軽減措置の対象になりませんので、所得の申告を必ずしてください。

モデル世帯における改正前と改正後の国保税の試算

◇1人世帯(55歳)

軽減判定所得 50万円の場合

改正前：2割軽減→改正後：5割軽減

改正前	改正後
均等割額 32,800円	均等割額 20,500円
平等割額 20,800円	平等割額 13,000円
計 53,600円	計 33,500円
今回の改正による減額分▲20,100円	

※このほか、所得割と資産割があります。

◇4人世帯(夫婦42歳)子(10歳、8歳)

軽減判定所得 200万円の場合

改正前：軽減非該当→改正後：2割軽減

改正前	改正後
均等割額 146,000円	均等割額 116,800円
平等割額 26,000円	平等割額 20,800円
計 172,000円	計 137,600円
今回の改正による減額分▲34,400円	

※このほか、所得割と資産割があります。

国民健康保険とは

病気やケガをしたときに安心して医療を受けられるように加入者が保険税を負担し、お互いに助け合う制度で、社会保険などに加入していないすべてのかたが加入することになります。

◆課税限度額の引き上げ

国民健康保険税の課税限度額が引き上げられました。市でも、国の基準に合わせて後期支援金分と介護分の課税限度額をそれぞれ2万円引き上げます。

区 分	改正前	改正後
医療分	51万円	51万円
後期支援金分	14万円	16万円
介護分(40～64歳のかた)	12万円	14万円
合 計	77万円	81万円

■お問合せ

保険年金課 岩井仮設庁舎
内線1732